

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年7月7日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局 長 小松崎 佳之
事務局次長 小川 史江
主 査 補 山田 亮

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 議案第2号 特定生産緑地指定に伴う意見について | 17件 |
| 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 10件 |
| 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、

2番、奥山 喜和子委員、
3番、古川 和昭委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は2班です。
山田芳裕班長より総括報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

浅海 議長 10番、山田芳裕班長

山田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。
6月30日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件、特定生産緑地指定に伴う意見について17件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について10件の計28件です。
2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、でございます。
申請地は、畑1筆、面積2,802平方メートルです。
本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。
買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。
買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。
以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長
浅海 議長 2番、奥山喜和子委員
奥山 委員 議案第1号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について報告いたします。

申請地は、畑1筆、面積2,802平方メートルの休耕地でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号特定生産緑地指定に伴う意見について、を議題といたしますが、審議番号1から審議番号17までを、議案の内容により一括審議としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、審議番号1から審議番号17までを、一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の4ページから7ページまでをご覧ください。

議案第2号特定生産緑地指定に伴う意見について、議案の内容により審議番号1から審議番号17まで一括してご説明いたします。

本件は、生産緑地法第10条の4の規定により特定生産緑地の指定の申出があった生産緑地について、鎌ヶ谷市生産緑地地区事務取扱要綱第12条3項に基づき、鎌ヶ谷市長より意見を求められたものです。

都市計画の告示を受けてから30年が経過する生産緑地で、以後も良好

な都市環境の形成に資すると認められる農地が、当該指定の対象となります。本件申請地について、すべて都市計画の告示を受けてから30年を経過する生産緑地であることは、関係書類により確認しています。

特定生産緑地は、都市計画が新たに指定される令和4年11月24日から起算して10年間を指定期間とし、当該期間を経過した以降も、必要があると認められる場合は、期間を延長することとしています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

浅海 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号特定生産緑地指定に伴う意見について、審議番号1から審議番号17までを一括して報告します。

申請地は、審議番号1は、畑2筆、合計面積872.94平方メートル、一部農業用倉庫が含まれた普通畑で、審議番号2は、畑8筆、合計面積3,428平方メートルの普通畑、審議番号3は、畑2筆、合計面積2,568平方メートルの普通畑、審議番号4は、畑2筆、合計面積3,678平方メートル、一部農業用倉庫が含まれた樹園地で、審議番号5は、畑8筆、合計面積10,112.63平方メートルの樹園地および普通畑、審議番号6は、畑3筆、合計面積2,904.22平方メートルの普通畑、審議番号7は、畑4筆、合計面積4,724平方メートルの普通畑、審議番号8は、畑5筆、合計面積4,130.27平方メートルの植木の育成畑、審議番号9は、畑1筆、面積865平方メートルの樹園地、審議番号10は、畑4筆、合計面積3,662平方メートルの施設園芸用地および普通畑、審議番号11は、畑1筆、面積740平方メートルの普通畑、審議番号12は、畑4筆、合計面積2,246平方メートルの樹園地および普通畑、審議番号13は、畑2筆、合計面積2,640平方メートルの普通畑、審議番号14は、畑3筆、合計面積2,244平方メートルの普通畑、審議番号15は、畑2筆、合計面積744平方メートルの普通畑、審議番号16は、畑2筆、合計面積1,730.21平方メートルの樹園地、審議番号17は、畑5筆、合計面積1,680平方メートルの樹園地及び普通畑でした。

以上の申請地につきましては、特定生産緑地地区の対象となる農地に概ね該当するものと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から審議番号10までを一括審議としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、審議番号1から審議番号17までを一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の8ページから10ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号10までを一括してご説明いたします。

本案につきましては、船橋税務署長および松戸税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は、審議番号1については令和4年9月30日、審議番号2から審議番号10については令和4年8月31日です。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号10までを一括して報告いたします。

審議番号1は、中沢地区の第四中学校西側で、普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号2は、初富地区の新京成線くぬぎ山駅東側で、梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号3は、東初富地区の対象者の屋敷畑および五本松小学校東側で、

樹園地および普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号4は、佐津間地区の北部公民館北西側および軽井沢地区のクリーンセンターしらさぎ東側で、樹園地および普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号5は、中沢地区の第四中学校南西側で、梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号6は、中沢地区の対象者の屋敷畑、南部小学校南側および第四中学校南西側で、梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号7は、中沢地区の南部小学校北側で、梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号8は、初富地区の新京成線くぬぎ山駅北東側で、普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号9および審議番号10は、初富地区の新京成線くぬぎ山駅東側で、施設園芸用地および普通畑として適切に耕作されていました。

いずれも、自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

浅海 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第4号令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の11ページから14ページまでをご覧ください。

議案第4号令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、でございます。

本件は、前年度までの農業委員会の活動計画が廃止され、新たに農林水産省経営局長通知に基づき農業委員会の活動目標、及び推進委員の活動目標を設定するものです。

皆さまには、事前に目標の設定案を送付させていただいております。

今年度の具体的な活動計画につきましては、担い手への農地集積・集約化の目標を29ヘクタール増加とする。

遊休農地の解消につきましては、緑区分を0.6ヘクタール解消し、黄区分の解消のための工程表の策定方針を検討する。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、農地所有者から新規参入者への貸付け等について0.2ヘクタールの同意を得たうえで公表するとしました。

なお、推進委員の活動目標につきましては、一人当たりの活動日数を1カ月あたり8日、活動強化月間の設定回数を年3回、新規参入相談会への参加を年1回と設定いたしました。

このことにより、決定後はこの目標達成に向けて活動いただくこととなりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

浅海 議長

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、事務局説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書15ページから16ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について2件の合計4件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていまして、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時40分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 年 月 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長

鎌ヶ谷市農業委員会委員

鎌ヶ谷市農業委員会委員